

### 第3章

#### ドイモイ下ベトナムの国家と市民活動の関係の様態に関する考察

中野 亜里

##### 要約：

本稿では、「社会」について公的セクターが政策を立案、遂行する対象である「公民社会」と、国家の管理の及ばない私的アイデンティティ、私的チャンネルに即して動く「実社会」という概念を設定し、後者と「国家」との関わりに軸をおいて考察を行った。

1945年のベトナム民主共和国の独立から抗仏戦争においては、「国家」と「社会」の利益が一致し両者は緊密な関係にあった。しかし、民族解放後にはベトナム共産党の公的な政治イデオロギーに即した形で動く「公民社会」と、国家の管理の及ばない私的アイデンティティ、私的チャンネルに即して動く「実社会」という概念を設定できるほどにかつての一枚岩的な関係に変化が生じたと捉えている。南北分断と北による統合という歴史的な背景、ベトナム共産党による一元的統治によるゆがみが背景にはある。

「国家」の側は「公民社会」の拡大を目指し、「実社会」の側はそれから上手く身をおかしつつ行動の自由を確保しようとしていることを検証しつつ、後者の求めるところは「国家」から身をおかす必要がなくなり、公的な制度を通して「国家」に作用できるようになることだと指摘している。

##### キーワード：

国家、社会、市民、市民活動

はじめに

本書では、広義のベトナム「国家」とは、共産党部門と政府部門の双方を包含するものという理解を共有している。一方、「社会」については、序章における定義に加えて、筆者は人間の行動と人間関係のシステムを重視し、社会とは集団における人間の行動の規則性であるという定義を採用したい<sup>1</sup>。そして、公的セクターが政策を立案、遂行する対象を「公民社会」とし、それとは別の次元で動く「実社会」というものを指定し、後者における自律的な組織および個人の活動と、国家との関係の様態を考察してみたい。

ベトナムの公的な政治イデオロギーでは、国家権力を相対化する自律的な「市民」というものは存在してこなかった。しかし、ドイモイ下では実社会の中で党の路線、国家の指導からなるべく距離を保つ形で自発的な社会活動が発展してきた。また、近年では共産党・政府を公然と批判し、多党制への移行を求める政治活動も顕在化している。

これらの活動の主体を個別に見ると、それは明らかに国家権力を相対化する自律的な市民と呼ぶことが可能であり、古田元夫による先行研究で扱われるムラ社会の独自発展とは異なる要素である。ただし、その総体が社会階層を形成していると言明することは難しく、市民社会が形成されているとしても、まだ萌芽期にあるとしかいえない。そのような前提に立って、実社会の中で自発的な社会・政治活動に携わる市民と、国家との相互作用の事例を検討する。

## 第1節 国家と公民社会・実社会

### 1. 国家による社会の取り込み

#### (1) 党による国家と社会の指導

1992年に採択され、2001年の国会で一部改訂された現行憲法（以下「1992年憲法」）は、ベトナムの国家の性格を「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家」とし、「すべての国家権力は人民に属する」と明記している<sup>2</sup>。

「人民」とは革命の担い手を意味する階級的な概念であり、ベトナムの場合は「労働

者階級と農民階級、知識人階層の連盟」を指す。したがって、公的イデオロギーの上では、革命によって成立した国家権力を相対化する「市民」という概念は存在しない。

国家は「人民のあらゆる面での主人権を保障し、絶えず発揮し、豊かな民、強い国、公平で民主的で文化的な社会という目標を実現する」ものである。国会事務局副主任の言葉を借りれば、国家とは「人間の権利と公民の権利を守るための有効な装置」ということになる (Tran Ngoc Duong [2004 : 102])。

ベトナム共産党は、憲法上では「労働者階級の前衛」であり、「労働者階級、労働人民、全民族の権利の忠実な代表」、「国家と社会を指導する勢力」と規定されている。2006年4月の第10回全国代表大会(以下「党大会」)で改訂された党規約では、党は「労働者階級の前衛であると同時に、労働人民とベトナム民族の前衛であり、労働者階級、労働人民、民族の利益の忠実な代表」と記されている (Dieule... [2006 : 3-4])。

党は「国家のあらゆる活動を全面的に指導する」ものであり、同時に「社会の法的秩序と適法性を備えた社会の建設」をめざす。社会における人々の利益は、「共産党の統一かつ唯一の指導の下で、プロレタリア階級の利益と基本的に統一」されており、ゆえに党は全人民の利益代表ということになる (Nguyen Dang Dung, Bui Ngoc Son [2004 : 192, 194, 204])。

一方、国家の三権すなわち立法、行政、司法は分立ではなく「分業、協調のある統一」的なものと規定されており、民選機関である国会の共産党に対する独立性には一定の制限があると解釈できる<sup>3</sup>。

旧北ベトナムでは1955年にベトナム祖国戦線が成立し、組織原理上は党もこの戦線を構成する大衆団体の一つと位置づけられている。しかし、実質的には党が祖国戦線と各大衆団体を上から指導し、大衆団体を通じて社会に浸透してきた。たとえば、1930年に結成されたベトナム女性連合のような団体は、国家が担いきれない社会の福利厚生面の機能を担当するものだった。

すなわち、党は全人民の利益代表として国家と社会の双方を包摂しようとするものであり、国家と社会に対する党の指導的立場は、国家の基本法によって保障されている。国家は、祖国戦線と大衆団体を通じて公民社会を実体化しようとしてきた。大衆団体の宗教組織への統合を拒んでいる旧南ベトナム系の宗教組織や、本章第2節の2で扱う非

公認の市民活動は、公民社会には本来あってはならないものであり、国家が包摂しきれない実社会（後述）と位置づけることができる。

## （２）国家が求める公民社会の姿

党のイデオログおよび国家の研究・教育機関の専門家らは、ベトナムの社会を「社会主義的社会」と性格づけている。ホーチミン国家政治学院の資料によれば、社会主義的社会の建設とは「労働人民が主人となり、公有を基礎とした多セクター所有制度からなる高度に発展した経済、自由で調和のとれた人間発展、先進的文化、諸民族の団結・平等、各国との平和・友好政策の実現」をめざすこととされている（Nguyen Van Vinh [2005 : 11]）。

第10回党大会では、社会主義的社会とは、「豊かな民、強い国、公平で民主的で文化的な社会で、人民が主人となり、近代的な生産力と、生産力の発展レベルに一致した生産関係に依拠する高度に発展した経済、民族色豊かな先進的文化をもつ。人間は抑圧と不公平から解放され、衣食足り、自由で、幸福で全面的に発展した生活を送る。ベトナム共同体の各民族は平等で、団結し、互いに助け合い、共に進歩する。共産党の指導下に、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家をもち、世界各国と友好、協力関係をもつ」と認定された（Dang Cong san [2006 : 18, 68]）。

社会主義的社会的の最小構成単位は「公民」であり、ベトナムの社会は「公民社会」または「共同体（cong dong）」という字句で表されることが多い<sup>4</sup>。これに対し、政治学的な視点から「市民」というものを定義するならば、一定の財産と教養をもち、権力を相対化する自律的な主体ということになる。これに従えば、1992年憲法の規定に則っても、また社会の実情に照らしても、ベトナムでは市民社会が実体化する余地は極めて少なかった。本稿では、体制の制約を受ける対象という意味で公民という字句を用い、体制を相対化する自律的な個人を表すものとして市民という字句を用いることにする。

公民の権利は、社会主義的法治国家建設の基本となる権利概念である。1992年憲法で規定されている公民の権利は、①政治的権利、②市民的権利<sup>5</sup>、③経済的権利、④文化的権利、⑤社会的権利<sup>6</sup>、の五つの分野がある。ハノイ法科大学およびハノイ国家大学法学部の研究者によれば、②の市民的権利は、資本主義諸国でいうところの民主的自

由 (tu do dan chu) や個人の自由 (tu do ca nhan) を意味するものではない (Nguyen Van Dong [2004 : 27, 2005 : 57-58] , Bui Ngoc Son [2004 : 131])。これらの権利は「政治的性格 (階級性)」をもつものであり、「社会主義的政治・社会制度の本質、目標を反映する」ものと説明されている (Nguyen Van Dong [2005 : 94])。このことから、社会主義体制に対して否定的な者は、これらの権利から疎外される可能性があるとも理解できる。

憲法における公民の権利規定の原則の一つが、権利と義務の一体性である。1992 年憲法は、「公民の権利は公民の義務と切り離せない。国家は公民の諸権利を保障する。公民は国家と社会に対する自らの義務をまっとうしなければならない」と規定した。ここから、国家と公民は互いに権利と義務があり、互いの合法的な権利、利益に反した時には同じように法的責任を負わなければならないと解釈されている (Nguyen Van Dong [2005 : 195])。このような論理は、党の指導下に国家と公民社会は緊密な関係にあり、基本的に両者の間に対立はないという前提に立っている。

もう一つの原則として、「社会主義的人道主義」がある (Nguyen Van Dong [2005 : 76])。憲法は、傷病兵、烈士 (革命戦争の戦死者) の家族に対する国家の優遇策を保障している。傷病兵、烈士家族、または「国際的義務を果たした者」(他国での革命戦争に参加した者) は、社会の中でも特別な位置を与えられており、これらの人々に対する支援策は、社会政策の中でも大きな比重を占めている (Ngo Quynh Hoa [2004])。逆に見れば、「反革命」、「反国家」とみなされる人間に対して疎外的な社会のシステムが法体系の中で肯定されているとも理解できる。

ベトナムの法学者は、ベトナムの憲法には「深い人道的性質」(Nguyen Van Dong [2005 : 95]) があると主張するが、そこには民族和解を是認する寛容性は含まれていないようである。旧南ベトナム側に属していた貧困層や障害者、少数民族、共産党体制に批判的な宗教者などは、公民社会における位置づけが明確でない。本章で取り扱う具体的な事例から、これらの人々は国家に対する潜在的な脅威として、監視あるいは管理、規制の対象とされていると考えられる。

以上のことから、国家の視点からみた公民社会の成員は、①革命貢献者、②一般公民、③国家の脅威となり得る者 (政治的立場があいまいな者も含まれる)、④反革命・反国家

分子に大別され、①と他の3者はかなり明確に差別化されているが、3者間の境界線は不明確で、②から④へと徐々に変化するという構図を描くことができるだろう（図1）。

このように見れば、国家からみた公民は、革命貢献者以外は潜在的な敵ということになる<sup>7</sup>。その背景に、政治イデオロギーにもとづく南北分断、北による南の武力併合という歴史が存在することは明らかである。このことは、国家と社会の親和性に対する大きな阻害要因となる可能性がある。

<図1> 国家からみた公民社会の構造



## 2. 国家が包摂しきれない実社会

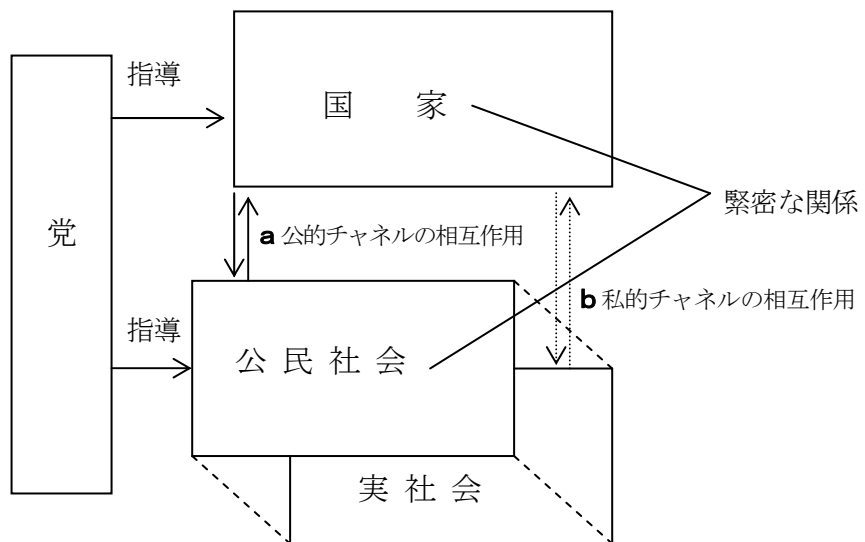
### (1) 公民社会と実社会

ベトナム社会では、同一の個人や集団であっても、国家に管理される公民として公的アイデンティティーにもとづいて行動する局面と、国家の管理が及ばないところで、宗教やエスニシティー、地域共同体などに依拠した私的アイデンティティーに忠実に行動

する局面がある。

たとえば、ある非政府組織（NGO）が政府の決定に従って大衆団体の下部組織として登録や申請を行ない、国家機関が許認可を出す行為は、国家と公民社会の公的チャネルを通じた相互作用である（図2の**a**）。しかし、そのNGOのメンバーが、時に宗教集団やエスニック・グループの個人的ネットワークを通じて海外からの支援を導入し、公的機関を通さずに自由に選んだ対象に独自のやり方で援助を提供することもある。また、公的機関もそれを知りながら黙認したり、逆に超法規的な妨害を行なうこともある。許認可の手続きなどでは、権限のある個人による人治の方が、法治より有効な場合も少なくない。そのようなところには、私的チャネルを通じた国家と社会の相互作用がはたっている（図2の**b**）。

<図2> 党・国家・公民社会・実社会の関係



本稿では、私的アイデンティティーに依拠した私的チャネルの行動の規則性や人間関係のシステムを、公民社会に対して「実社会」と呼ぶことにする。組織や個人が国家の

側に向けている表の顔が公民社会ならば、国家に包摂されない裏の顔が実社会ということになる。前者が建前なら、後者は本音の世界といってもよい。

ベトナムでは、長期にわたる戦乱と暴力革命の経験から、個人が国家に対して自己を防衛するために、公民社会の成員として行動する面と、実社会の中で行動する面を併せ持っている。実社会で行動するということは、国家に対して正攻法で対処するより、うまく身をおかしつつ自己の目的を追求することでもある。それは政治権力を握る党官僚も一般庶民も同様で、容器に応じて形を変え、わずかな隙間から逃れることができる水のような行動性といえるだろう。

## (2) 国家による実社会の取り込み

2001年4月のベトナム共産党第9回大会では、全民大団結路線がうち出された。それは、すべてのエスニック・グループ、宗教、階級、階層、経済セクターを包摂し、男女、世代、地域、党员・非党员、現役・退職者、国内・国外在住者の区別なく「ベトナム民族大家族」の団結を実現するというものだった(中野〔2004〕)。この路線の背景には、ドイモイによる市場経済の発展で社会の階層分化が進み、各階層の利益が多様化したという現実がある。その結果、国家が管理しきれない実社会の部分も拡大し、それを党が改めて包摂しようと試みたのが、この全民大団結路線と理解できる。

同年12月に開かれた第10期第10回国会は、この路線に従って1992年憲法の一部改訂を行なった。本章と関連する改訂箇所として、まず第1章「政治制度」の第9条で、ベトナム祖国戦線の位置づけが明確化された。すなわち、同戦線は「政治組織、各政治・社会組織、社会組織、各階級・社会階層、民族、宗教、外国在住ベトナム人を代表する個人の政治連盟組織であり、自発的連合体である」という文言が補充されたのである(Tran Ngoc Duong〔2004 : 103〕)。

ベトナムでは、祖国戦線の大衆団体や地方行政機関は、国際NGOのローカルパートナーを務める時には「非政府組織(to chuc phi chinh phu)」と呼ばれている<sup>9</sup>。共産党の指導下にある団体や国家の行政機構をNGOとみなす観念は、国家と公民社会のきわめて緊密な関係を前提とする論理の帰結であろう。祖国戦線についての規定を補充したことは、この緊密な関係を維持する装置として、同戦線の地位により明確な法的保障



を与えたことになる。

次に在外ベトナム人について、第5章「公民の基本的権利と義務」の第75条に、「外国に定住するベトナム人はベトナム民族共同体の一部である」、「国家は外国定住ベトナム人が民族の文化的特色を維持することを奨励し、その条件を作る」という文言が補われた。在外ベトナム人共同体は、ベトナム社会の国外にはみ出た部分といえる。外国に居住するベトナム人の政治的・思想的立場は実に多様だが、ベトナム政府から見れば、国家の発展戦略に取り込むべき人々と、和平演変（後述）の主体である「反動勢力」とが存在する。憲法第5章第75条の改訂は、在外ベトナム人の「反動」化を防ぎ、その資本や知識、技術をベトナムの発展に利用することがねらいである。

民族（エスニック・グループ）と宗教に関しては、第6章「国会」の第84条に、国会は「国家の民族政策を決定する」と記されていたが、これに「宗教政策を決定する」ことが付加された。在外ベトナム人、エスニック・グループ、宗教集団は、現ベトナム国家に対して自立性の高い社会的アクターであり、国家からみれば図1の③から④に相当する可能性が高い。憲法の一部改訂は、国家がこれらのアクターから構成される実社会に対応し、それを公民社会に取り込んでコントロールしようとする作用である。

2006年4月の共産党第10回大会は、前回大会の全民大団結路線を再確認した。この大会で採択された改訂党規約では、党を「労働者階級の前衛」とする従来の規定に、「同時に労働人民とベトナム民族の前衛」という文言を付け加えた（Dang Cong san Viet Nam [2006 : 40, 52]）。つまり、共産党の階級的性格に加えてベトナム民族（国民）の政党としての性格を明記することで、党の国民への浸透を図ったということである。

## 第2節 実社会の活動と国家

### 1. 市民の社会活動と国家

#### (1) 自律的な社会活動

ドイモイ路線下のダイナミズムの中で、国家から社会への統制が一部撤退し、その結

果、国家によって抑制されてきた社会の自律性が回復したことは確かである。特に、生活困難者、すなわち貧困層や山岳少数民族、ストリート・チルドレン、HIV 陽性者、麻薬中毒者などに対する支援では、国家がカバーしきれない領域を社会の行動が補っている。

国家機関が公認した「NGO」がこれらの支援活動を担当することが多いが、これは公民社会の行動ということになる。しかし、国家機関に登録している組織でも、資金の調達やプロジェクトの許認可を得る場合などに、法制度に基づく手続きよりも個人的なネットワークに依拠する局面がある。また、登録をしていない非公認の組織、つまり本来の意味での NGO や個人も小規模ながら活動している。この種の行動は実社会に属するものである。

筆者はベトナム国内において、さまざまな生活困難者の支援活動を担当する NGO で聞き取り調査を行なった。その結果、国家との関係性という視点から、実社会での自律的 NGO 活動に次のようなモデルを設定した。それらは、

- A. 協調的活動：国家の法規や行政の枠内で活動し、山岳、少数民族、農村地域の発展や貧困層への支援などで国家の機能を補い、結果的に国家側に何らかの変化をもたらすこともある、
- B. 並存的（独立的）活動：国家と協調し、その機能を補いつつも、国家機関からの介入・干渉の最小化を求める。自らの目的達成のために法規や行政に働きかけ、その変更を求めることもある、
- C. 回避的活動：形式的には国家機関の許可を得て合法的地位を確保している場合もあるが、国家による包摂を回避し、法の隙間で自由を確保しながら国家の機能が及ばない部分を補う、
- D. 対立的活動：現存の国家に対して否定的な立場をとり、国家の機能が及ばない部分に浸透し、実社会の側から国家を変えてゆくことを積極的にめざす（主に在外ベトナム人の組織）、

というものである（中野 [2006]）。

このうち、国内で活動する組織で、予算、人事、活動計画などに対する党・国家機関の指導性（介入度）が低く、自己決定権をもっているという意味で、市民の社会活動といえるものは、BおよびCに該当する組織・個人であろう。つまり、国家の包摂が及ばない実社会、政治学的には近代国家の市民社会に相当する活動である。

筆者はさらに、このような活動を行なうソーシャルワーカーに焦点を当てて調査を行なった。書面によるアンケートおよび口頭での聴取によって、①活動者の年齢、②主な活動内容、③活動年数、④経済生活の基盤、⑤活動を始めた動機、⑥活動を始める前の職業、⑦活動上の利点、⑧活動上の問題点、⑨活動を始める時に家族の賛成があったか、⑩今後も活動を続ける意志があるか、⑪国家機関からの干渉があるか、⑫活動が国家の行政や法に影響を与えていると思うか、⑬活動が社会に影響を与えていると思うか、⑭他のボランティア組織・個人との交流があるか、という各項目の回答を収集した（表参照）。

ベトナム国内でのアンケートやヒアリングには制約が多く、現地調査を行なう研究者を公安警察が何らかの理由をつけて拘束する場合もある。そのため、筆者の調査はあくまで私的な人的ネットワークに依存した限定的な範囲のものであることを断っておきたい。また、上記のような意味のボランティア市民の数も極めて限られている。したがって、2度の現地調査で回答が得られたのは39名だけで、統計として解析することはできない。ここでは、質問項目の⑤、⑦、⑪、⑫、⑬について各個人から得られた詳しい回答を紹介し、国家と市民社会との関係を考察する参考としたい。

⑤の活動を始めた動機については、「社会問題に関心があったから」という回答が最も多かった。この中では、自分の属する親族や地域のコミュニティーに限らず、無関係な他人への同情心や、社会的不公平に対する義憤を抱き、それをモチベーションとして行動を起こしたケースが多かった。口頭による回答では、「路上で死んでゆく子供」、「医療を受けられずに苦しむ人たち」、「差別や家庭内暴力に苦しむ女性」などへの同情、共感や、「病人を利用して金儲けをする人間」、「党官僚の汚職」などへの怒りから、社会問題に関心をもつようになったという説明が得られた。「タイに行った時、タイでは国家が貧困層を支援するシステムが確立しているのを見て、ベトナムではなぜそれがいないのかと思った」、というように、外国についての情報から問題意識を喚起されたケースもあっ

た。大学で社会福祉や医療、法律などを専攻し、学生時代からボランティア活動に参加していたり、「アメリカで障害者支援のプログラムに参加した」経験のあるソーシャルワーカーもいた。

⑦の活動上の利点としては、専門知識と経験を活かすことができる、自分の職能や適性、興味に一致している、上からの命令ではなく自分のイニシアティブで活動できる、責任ある仕事ができる、自分のアイデアと可能性を発揮できる、同じ意識をもつ国内外のさまざまな人と接する機会がある、市民として社会の役に立っているという喜びなど、収入や労働条件よりも仕事の内容によって内面的な充足を得ている場合が多かった。

⑪で国家からの干渉があるという回答の中には、その分野を管轄する国家機関（労働・傷病兵・社会省など）からのチェック、公安警察による監視、山岳や国境地域、少数民族地域でのプロジェクトの許可が出ないこと、専門知識のない官僚の干渉などが挙げられた。官僚が自分の成績を上げるため、活動の報告書の改竄を要求するというケースもあった。小規模な組織や個人は、なるべく国家機関との関わりを回避しながら活動しており、公認されている組織では、上記のような点で国家機関に対する不満をもつスタッフが多いようである。

⑫の国家への影響については、小規模な組織や個人は影響がないと答える場合が多いが、影響があるという答では、「市民の活動に促されて行政側の政策が改善された」、「市民の貢献や実績を認めるようになった」、「情報公開が進んだ」という肯定的な評価があった。国家への影響ではないが、この質問項目への回答として、「行政当局がまだ市民を信用せず、政治的な目的があるのではないかという疑いを持ち、活動を認可しない」、「法があっても実際に執行されない」、「麻薬中毒者や HIV 陽性者を犯罪者、処罰する対象としか見ていない」などの率直な批判もあった。

⑬の社会への影響は、「影響が多い」という答が⑫よりもはるかに多く、共同体の中で市民活動が機能していることが窺われた。ここでは、被支援者の生活が向上し、社会問題の拡大を防いだということの他に、被支援者に対する共同体の人々の意識が改善された（差別、偏見の減少など）、協力者が増えたなど、社会の意識改革につながったことを評価する声が多かった。

回答者の大部分は、ドイモイ下の市場経済の時代に一定以上の生活水準と高等教育を

受けて育っている。自分自身は社会問題の当事者ではないが、学校や家庭、教会などで受けた教育や諸外国の情報から社会問題への意識を喚起され、自分の地縁・血縁とは無関係な他者への共感をもち、主体的に行動するようになった。経済的に余裕のある家族の支援を受け、自分はボランティア活動だけに専念できるという場合もある。NGOに入るか、個人で活動するかどうかにかかわらず、これらの人々は市民と呼んで然るべきであろう。

古田元夫のいう伝統的な共同体、いわゆるイエ社会・ムラ社会との関係を考えるならば、被支援者の多くは、この伝統的共同体における隣人どうしの相互扶助のセイフティネットからこぼれた人々といえる。これに近代的社会の産物である市民のボランティア活動がはたらきかけている、つまり、ようやく萌芽の兆しを見せた市民社会が伝統的社会に作用し、一定の影響を及ぼしていると見ることができよう。

ドイモイ下で、教育や福祉、医療などの分野でも「社会化」すなわち受益者負担、民営化が進んでいるが、これと市民の社会活動の関係はどう考えるべきだろうか。貧困層、麻薬中毒者、HIV陽性者などの間では互助組織もできつつある。しかし、そのような組織活動のイニシアティブをとり、これらの人々の生活、教育、労働を支えているのは、主にソーシャルワーカーであり、彼らが被支援者から報酬を受けるわけではない。したがって、市民の社会的活動は受益者負担とはニュアンスが異なり、また民営の営利事業でもないことから、国家が進める民営化の路線とは別の次元で動くものといえる。

## (2) 社会活動への国家の対応

冷戦終結後、緊密な関係にあるはずのベトナム国家と社会の間で、様々な不安定が顕在化している。

まず、外的な要因によって国家と社会の間に引き起こされる不安定としては、「敵の諸勢力」による「和平演変・体制転覆の暴乱」の陰謀がある。「敵」としては「アメリカを頂点とする帝国主義者と国際反動勢力」および「亡命ベトナム人反動勢力」が挙げられることが多いが、具体的に誰のことか特定されることはほとんどない。各論考から最大公約数的に、「敵」とは共産党体制の転覆を求める者、と括ることができるだろう。換言

すれば、国家にとって好ましくない実社会のアクターである。

一方、国内の不安定要因といえ、一般的には複数の政治勢力どうしの対立があるが、これは従来のベトナムでは公的にはあり得ないものだった。今のところ、公的な論考の対象となっている不安定要因とは、①社会主義からの逸脱が原因で発生する対立、衝突で、地域共同体すなわち村落どうしの衝突、②いずれかの社会階層と行政機関の衝突、③社会階層間の衝突および同時に発生する行政機関との衝突である (Nguyen Van Vinh 編 [2005 : 13-17])。行政機関であれ社会集団であれ、各アクター間の衝突がすべて「社会主義からの逸脱」、すなわち党の指導の不徹底の結果とみなされているところに、党が国家と社会の双方を包摂し、国家と社会に緊密な関係を措定する理念が表れている。

共産党のイデオログたちは、政治権力者や国家の政治システム、政治体制に対して民衆による直接的な抗議が発生した場所を「政治 - 社会的ホットスポット (diem nong)」と呼び、政治的安定と社会的安定の喪失が極度に集中的に表出する現象と説明している。国家と社会の親和性が崩れ、ホットスポットが発生した時には、党のイデオログらは、この不安定を利用して「アメリカを頂点とする帝国主義と国際反動勢力」が和平演変をしかけていると警鐘を發する。その主張によれば、和平演變の主要な手段の一つが、ボランティア活動を装ったプロパガンダ活動である。そのねらいは、人道的支援という名目で民族・宗教問題に干渉したり、アメリカ的な民主主義や人権思想を広め、社会主義体制を内部から侵蝕することにある (Nguyen Van Vinh 編 [2005 : 184, 257-258])。

法治の歴史が浅く、党官僚による人治体質がいまだに濃厚なベトナムでは、市民の社会的活動が「非」政府的組織であるか、「反」政府的組織であるかの判断も、行政当局者によって恣意的になされる可能性がある。人治体質を克服し、法治国家建設を進める路線に沿って、2006年6月の国会は「結社法 (Luât ve hoi)」を採択した。

これまでの社会団体の活動に関する諸規定を法に格上げしたことには、二つの意味がある。第一は、社会団体の活動実績を国家が追認し、国家の発展路線に実社会の力を利用するという意味である。第二は、国家が社会団体の実社会における活動部分を把握し、管理を強化するという意味である。換言すれば、実社会の非政府活動が反政府活動になることを防ぎ、公民社会に取り込むということである。

筆者が現地調査で聴取したソーシャルワーカーの談話から、反政府活動を警戒する国家と、それに対する市民の思いや抵抗の事例を見ておこう。

カソリック教会は非常に大きな組織力をもっているが、特に南部ではカソリック指導者と信徒による社会活動が活発である。ホーチミン市では、教会のネットワークに依拠して、神父、シスター、ボランティアの医療関係者、障害児施設のスタッフらが毎年、障害児のためのサマーキャンプを開催している。代表者の神父は、1980年代には政治的立場を疑われて4年間投獄されていた。しかし、1990年代からは社会活動の自由が拡大し、サマーキャンプのほか、貧困層の児童への教育支援、山岳地や僻地での医療支援、クリスマスや復活祭の時の子供たちのためのイベントなどを行なうことができるようになった。

筆者は、2006年のサマーキャンプに同行したが、南部の宗教者が主催し、400人あまりが参加する大規模な行事であることと、参加者、支援者の中には南北統一後に国外に脱出した人々の親族も少なくないため、行政機関のチェックも厳しいようであった。主催者側もそれを意識して、政治的なカラーの一切ないプログラムを作り、筆者のような外国人が混じっていることを隠さず、逆に堂々と公表するやり方をとっていた。

ドイモイ下で自由が拡大したとはいえ、南部の宗教者による社会活動、特に在外ベトナム人とのネットワークをもつ組織・個人の活動を行政当局が妨害する事例は少なくない。南部のある教会の信徒が障害児に義捐金と物資を配った時には、人民委員会の幹部がそれらの金品を没収しようとした。この時は、神父がミサの際に信徒の前でそのことを批判したため、最終的に没収は免れた。旧南ベトナム系の教会では、ミサに集まる信徒の中に必ず私服の公安警察官が入り込んでおり、神父が政治的な発言をすると、その場では何もしないが、後でこっそり神父に警告を与えるという<sup>9</sup>。

国家側は、どのような目的であれ、自発的な集会が行なわれることに警戒の目を向けている。たとえば、フエ市では2002年から、外国NGOのプロジェクトを引き継ぐ形で、「障害児父母の会」が作られている。これは、障害児の親たちが地域の診療所に子供を連れて集まり、医師や療法士の治療を受け、互いの悩みなどを相談し、助け合う目的の会である。2006年8月現在で、市内の25カ所の診療所に父母の会の支所が置かれ、1～2カ月に1度の割合でこのような集会が行なわれていた。

NGO側は、当初はトゥアティエン・フエ省全域でこのような会を作ることを計画したが、省当局が許可を出さず、フエ市レベルの活動に留まっている。省レベルになると、2000人に及ぶ障害児とその家族が集まることになり、その中から国家の障害者政策に対する不満が表出することを当局が警戒していると考えられる<sup>10</sup>。

ハノイのあるソーシャルワーカーは、「共産党独裁の国家は、市民に力を分け与えたくないのだ」。「党の威信を低下させたくないため、政府は市民の自発的な社会活動を高く評価しない。財政的な支援にも消極的だ」と、国家への不満を語った。いまだに人道的な活動に関する法律が整備されていないのも、共産党が権力を独占しているせいだというのが、この人物の主張であった。政治体制については、「ドイモイ（刷新）ではなく根本的な変革が必要」、「今は一党独裁で政治的多元化は望めないが、10年、20年後にはどうなるかわからない」という見方であった<sup>11</sup>。

このような事例から、次のことが指摘できよう。実社会における社会活動は、本来は国家と対立的な活動として生まれたものではない。にもかかわらず、国家は実社会の活力が公民社会を凌駕した結果、公民が国家に敵対的になることを警戒している。したがって、実社会を党・国家の指導・管理下に置くことで、その公民社会化を図っているということである。

## 2. 市民の政治活動と国家

### (1) 自律的な政治活動

前述のように、公的イデオロギーの上では、ベトナム国内で共産党と他の政治勢力が対立することはあり得ない。しかし、近年では「多元的な民主主義」、つまり多党制の国家を志向していくつかの野党が名乗りを上げており、実社会における市民の政治活動も活発化している。ここではその一つの事例を取り上げてみよう。

共産党第10回党大会を前にした2006年4月8日、フエの宗教者を中心に「2006年ベトナムのための自由・民主宣言」が作成され、118名の賛同者の署名と共にインターネットなどを通して内外に公表された。宣言は、Ⅰベトナムの実情、Ⅱグローバルな普遍的法則、Ⅲ闘争の目標、方法、意義、の3部から成るもので、Ⅰではベトナム民族



の独立闘争の成果をベトナム共産党が覆してしまったとして同党の指導体制を批判し、Ⅱで共産党の一党独裁による弊害を指摘し、Ⅲで共産党支配から多党制、三権分立の国家への転換をめざす平和的・非暴力闘争の意思を示していた（“Tuyen ngon ...”, *Tu Do Ngon Luan*, “Tuyen Ngon ...”, *Viet Nam Dan Chu*）。

署名した 118 人はすべて実名と居住地を記しており、フエのグエン・ヴァン・リーやサイゴン<sup>12</sup>のチャン・ティンらカソリック神父をはじめ、共産党系の宗教団体への統合を拒む「統一ベトナム仏教教会」や「純粹ホアハオ仏教教会」の僧侶ら宗教者、医師、教員、大学教授、作家、法律家、技師、看護師、学士・修士号取得者などの知識人や、さらに退役軍人も名を連ねていた。居住地はフエ、サイゴンなど旧南ベトナム地域が多かったが、北部のハノイ、ハイフオンの住民もいた。

宣言の署名者と賛同者は、宣言が出された日付から「8406 集団」と呼ばれるようになった。賛同者の中には、共産党員も含まれていた。単一の政治勢力と呼ぶほどの実体はないものの、国内で公然と民主化運動のネットワークを構築する画期的な試みといえるだろう。

8406 集団は、「多党制で真に自由、民主的」な選挙を行なうための条件として、6月20日に「10項目の基本的重要な条件」（以下「10項目」）を提示した。それらは、①現国会は、共産党の指導を規定した現行憲法第4条を停止する、②現国会は多党制による国会議員選挙の準備委員会を設立し、選挙に必要な諸法規を整備する、③各党派の選挙活動が法によって保護される、④民主化、信仰の自由を求める活動家たちは、拘禁、監視から解放され、通信の自由を保障される。全国民は、2006年6月6日の政府議定書56/2006/ND-CP（後述）に基づく制限や脅迫から解放される、⑤各党派は共産党と平等にマスメディアによる発信の機会を保障される。マスメディアは党派性をもたない、⑥各党派は公平に立候補者を出す権利をもつ。祖国戦線傘下の大衆団体は立候補者を出すことはできない（共産党系の議席拡大につながるため）、⑦共産党は現在占有している国家の公費、公共施設、公用車、マスメディアなどを選挙活動に利用してはならない、⑧公安警察と軍隊は、祖国と国民の防衛と治安のみを任務とし、特定の政党・組織に奉仕しない、⑨有権者は一切の買収、脅迫、圧力を受けず、すべての政党に自由にアクセスすることができる、⑩選挙委員会とは別に、国際的な選挙監視委員会を設ける、とい

うものだった（“Khoi 8406 tuyen bo ...”）。

8406 集団は2006年8月22日、多党制による民主国家樹立までの4段階を示した「ベトナム民主化へのロードマップ」（以下「ロードマップ」）を公表した（“Tien trinh dan chu hoa ...”）。4段階とは、まず第1段階が言論、報道の自由を実現することで、これは2006年初めから既に運動が実行されている。具体的には、まず2月に4名の神父、すなわちチャン・ティン、グエン・ヒュー・ザイ、グエン・ヴァン・リー、ファン・ヴァン・ロイが連名で「情報、言論の自由のためのアピール」を公表し、ベトナムの国家に対して、①情報、報道の自由に関する国際規約の遵守、②拘束されている民主活動家の即時、無条件の解放、③自由、民主化を求めるウェブサイトに対する規制の撤廃、④強権支配の停止、を求め、宗教者、知識人、教員、学生、在外ベトナム人、諸外国、国際機関に向けて、情報、言論の自由を守るようベトナム政府に働きかけることをアピールした（“Loi keu goi ...”）。多くの人々がこれを支持し、同月中に賛同の署名が集まった。

民主化の第2段階は、非共産主義諸政党が復活または成立、発展する段階である。2006年9月8日に設立を公表したベトナム前進党は、その先駆ということになる。各党派が綱領、路線、目標などを発表し、国民の支持を得、党員を増やして組織的な活動が定着したところで、8406 集団はその活動を終え、次の段階を諸政党に委ねる。

第3段階では、諸政党が一つないし複数の連合体を形成し、共産党政府に圧力をかけて暫定憲法起草委員会の設立を促す。この委員会には、各政党、社会団体、宗教団体から代表が参加できる。暫定憲法の草案は国民に公開され、その意見を求め、暫定新憲法として公布される。

第4段階では、暫定新憲法の執行委員会と、「第1期民主国会」の選挙準備委員会が組織され、各党が参加する国会議員選挙が実施される。第1期民主国会は、正式な憲法を採択し、国号、国章、国旗、国家などを制定する。

「10項目」と「ロードマップ」はいずれも、8406 集団の臨時代表であるサイゴンの技師ドー・ナム・ハーイ、タイビン省の退役軍人チャン・アイン・キム、フエのグエン・ヴァン・リー神父の連名で公表された。

第10回党大会直前の2006年4月15日、フエで自由メディア『言論の自由（Tu Do

Ngon Luan)』が発行された。これは、上記の「情報、言論の自由のためのアピール」を出した神父らが中心となって編集し、多党制による民主体制への移行、言論、結社、信仰の自由などの政治的・市民的権利の実現をめざし、毎月2回発行された。

記事の内容は、2007年に予定されている国会議員選挙をボイコットするようとの呼びかけ、2005年以来多発している国内および外国資本の企業労働者による労働運動の状況、当局による宗教団体の資産没収の現状など多岐にわたっていた。この時期に発刊した理由としては、東欧諸国が民主化し、ソ連が崩壊した1980年代末～1990年代初めの頃に比べて、現在は多党制を主張する勢力が発展し、力をつけてきたためという説明であった。執筆者は国内・国外在住のベトナム人の民主活動家、カソリック、仏教、ホアハオ教などの宗教指導者などで、いずれも無報酬で寄稿していた。

『言論の自由』はグエン・ヴァン・リー神父のオフィスに編集部を置き、各号はインターネットを通じて国内各所の「秘密の印刷所」、および国外のベトナム人に配信された。2006年8月末の時点では、編集部ではハードコピーも3000部ほど作り、全国各所に郵送していた。送信先でさらにコピーが作られるので、全国でどれ程の数が流通し、どのくらいの読者がいるのかはわからない。公安当局による郵便物の没収を防ぐため、中身がわからないように別の品物を装う工夫もされていた。

筆者がリー神父の編集室や統一ベトナム仏教教会の僧侶に聴取した2006年8月末の時点では、国家機関からの干渉はまだないという話であった<sup>13</sup>。しかし、同年末にベトナムの世界貿易機関(WTO)加盟が決定し、ハノイでアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議が無事終了すると、グエン・ヴァン・リー神父は逮捕され、刑法第88条の「反国家宣伝罪」で起訴され、1日だけの裁判で禁錮8年の判決を受けた。

2006年9月8日には、野党「ベトナム前進党(Dang Thang Tien Viet Nam)」が設立を宣言した。党設立委員としては、国際関係学者グエン・フォン、ハノイ法律家協会の弁護士グエン・ヴァン・ダイ、レ・ティ・コン・ニャンなど、フエおよびハノイを拠点とする人物が名を連ねていた。リー神父は黨員ではないが、前進党設立の際にはこれを支持する声明を公表し、同党の精神的支柱となっていた。

前進党は、その暫定綱領によれば、「平和、独立、自由な国土と道徳的、文化的な社会、国民の繁栄、幸福」という目標を掲げ、そのために国内、国外の平和的民主運動家を結

集し、「他の非共産主義的民主諸党派と共に」共産党政権に対して穏健かつ非暴力の闘いを挑むという路線を明示していた。具体的には、各党派が連合して現行憲法に代わる暫定憲法を起草し、各党派が参加する自由選挙を実施して新国会を選出し、最終的に「真に民主的、自由、多党制、法治」のベトナム国家をめざすというものである。

前進党は、国外在住のベトナム人勢力も包摂するため、入党資格に国籍や居住地を定めていない。また、「個人およびいかなる組織、党派のメンバー」に対しても活動のチャンスを提供すると約束し、「道徳的な資質と、多元的民主国家を建設する精神をもつ旧共産党員」も入党できると明記した（“Cuong linh Tam thoi ...”）。非共産主義勢力の結集を図りつつも反共を旗印とはせず、共産党員を排除せず、融和的な性格をもっている。それだけに、核となる政治理念があいまいであることも否めない。

以上のような動きは、実社会から国家への作用をシステム化し、最終的に国家の根本的な変化を求める市民活動と見ることができる。それは国家に敵対するというよりも、実社会が国家権力を相対化する運動であり、国家がコントロールする公民社会を実社会が凌駕しようとする動きである。しかし、国家の側がこれを反革命・反国家的活動として敵視し、後述のような強権的措置によって活動を制限している<sup>14</sup>。

## （2）政治活動への国家の対応

共産党の公的イデオロギーの中では、キリスト教は基本的に社会主義諸国に敵対し、発展途上国の弱体化を謀る性格をもつものとみなされている。宗教研究所の専門家は、カソリックとプロテスタントの各宗教組織は資本主義諸大国の和平演変に奉仕する道具であると説明している。ベトナム政府の宗教に対する原則は、信仰の自由を保障し、各宗教の礼拝所や聖地を守ると同時に、「信仰、宗教を利用する民族の敵に対抗する」ことである（Dang Nghiem Van [2005:382-383, 389]）。

したがって、宗教団体の活動には首相から村落人民委員会までの各級行政機関の許可が必要で、旧南ベトナム系の宗教者は「民族の敵」と解釈され、制限を受ける可能性が常にある。これらの宗教者を一つの核とする 8406 集団および『言論の自由』誌、ベトナム前進党などは、たとえば以下のような法や議定書を根拠に規制を受ける可能性がある<sup>15</sup>。

1989年に制定され、1999年に改訂された「報道法 (Luat Bao chi)」は、「社会主義の利益に一致」し、「国家と人民の利益」に一致する報道のあり方を定めている。同法は報道、言論の自由を保障すると同時に、「党の路線、主張、政策、国家の法律を宣伝、普及させること」、および「社会主義的民主主義の建設と発展」、「全民大団結の強化」、「社会主義建設と祖国防衛」を報道の任務とし、「国家、団体および人民の利益を侵害するために」報道、言論の自由を濫用すること、および「ベトナム社会主義共和国に敵対する内容」の報道を禁止している（“Luat Bao chi nam 1989”）。

2001年8月の「インターネットサービスの管理、供給、使用に関する政府議定書 55/2001/ND-CP」は、報道法、出版法、国家機密防衛法令に則って、「国家の安全に影響をひき起こすインターネットの使用」を防ぐために採択された。ここでも、「党の路線、政策、国家の法律」を伝えることが、インターネット使用の原則の一つとして規定されている（“Nghị định số 55/2001/ND-CP”）。また、2006年7月の「文化・情報活動における行政罰に関する政府議定書 56/2006/ND-CP」は、許可書のないメディアによる発信や、「党・国家の機密、軍事・治安上の機密」を漏洩したり、「歴史の事実を歪曲し、革命の成果を否定する」内容の出版に対して罰金を課している（“Nghị định số 56/2006/ND-CP”）。

党政治局は、2006年10月11日に「メディアへの指導と管理の強化措置に関する結論」41-TB/TWを採択し、グエン・タン・ズン首相は11月29日、この結論を実行する指示 37/2006/CT-TTg に署名した（“Thu tuong Chinh phu, số 37/2006/CT-TTg” および Nguyen An Quy [2007]）。その骨子は、①国内のすべてのメディアに対する管理の強化と、②メディアの私人化はいかなる形のものも禁止するというものだった（“Khoi 8406 Khang thu số 09” および Le Thi Cong Nhan [2007]）。11月7日のWTO正式加盟の決定、同月のAPEC首脳会議の終了後というタイミングから考えて、ベトナムの国際的な威信を高めた後に『言論の自由』などの自由メディア<sup>16</sup>を抑制しようとした意図は明白である。法治国家建設を標榜しつつも、社会の「ホットスポット」に対しては、やはり法よりも党中央およびそれに従った政府の決定が有効に作用するということであろうか。

法規範文書に基づく行動以外に、超法規的な妨害や嫌がらせも発生している。政府議定書 56/2006/ND-CP と、2004年12月の郵政省の通達では、インターネットの設備

の破壊やインターネットサービスへの妨害、ファイヤーウォールの使用を禁止している。また、個人情報の漏洩や個人の名誉を損なう記載も禁止している["Thong tu so 05/2004/TT-BBCVT " ]。しかし、『言論の自由』その他の民主活動組織のインターネットのサイトには、国家当局によってファイヤーウォールがかけられており、ベトナム国内では読むことができない。2006年5月に在外ベトナム人を中心に設立されたグループ「民主青年」のウェブサイトは、一時ハッカーによって破壊された。グエン・ヴァン・リー神父の名を騙って、同神父が国家の宗教政策を称揚する内容の偽造文書が発信されたこともある。

筆者が2006年8月の現地調査で得た情報では、ホーチミン市内で『言論の自由』をコピーして、知人などに配布したキリスト教徒と仏教徒が公安警察に拘束されたということであった。同年9月に前進党が設立を宣言した際には、党事務所の電話回線が切断され、設立委員会のメンバーが公安警察の取り調べを受け、脱党しなければ逮捕するという脅迫を受けた。11月にハノイでAPEC首脳会議が開催された際、8406集団の関係者など民主化を要求する人々は、市内でのデモを計画していた。しかし、デモの主催者ら40人程の自宅が、それぞれ数十人の警官によって包囲され、電話も切断されたため、デモの実施は不可能となった<sup>17</sup>。

前進党や8406集団は、2007年5月の国会議員選挙の投票ボイコットを呼びかけ、多党制による民主主義を主張する意思表示として、「毎月1日と15日には白い服を着る」という運動を進めた。また、共産党体制下のさまざまな問題を告発するため、一人一人が「ジャーナリスト」になるという「平和の翼運動」も開始した。しかし、2007年に入り、ベトナムが正式にWTOの加盟国となると、国家側は前述のようにグエン・ヴァン・リー神父を逮捕、投獄した。続いて前進党のグエン・ヴァン・ダイ、レ・ティ・コン・ニャン両弁護士も逮捕され、「反国家宣伝罪」でそれぞれ5年と4年の禁錮刑を宣言された。8406集団のメンバーも相次いで逮捕され、活動拠点となっていた各事務所は強制捜査を受けた。

市民の政治活動を徹底的に潰した上で、5月20日に第12期国会議員選挙が行なわれ、「98パーセント以上」ともいわれる投票率を記録した("Ngay hoi ...")。この数字は、国家の社会に対する強い動員力を物語っているが、他方で、市民の政治活動が国家に少なからぬ作用を及ぼしたため、逆に国家からの強い反作用（自律的政治活動の排

除、選挙過程への干渉) を招いたと理解することもできる。もしそうであれば、「98 パーセント以上」とは、むしろ国家に対する実社会の影響力の強さを示す数字といえるだろう。

おわりに

1945 年のベトナム民主共和国の独立から抗仏戦争に至る時代には、国民国家としての独立は個人の解放と一致していたであろう。すなわち、社会の成員がベトナム公民となることは人間としての諸権利を獲得することでもあった。一方、ハノイの国家指導部は、民族解放の過程で、広範な階層の人々からなる社会全体の支持を必要とした。それゆえ、国家と社会の利益は一致し、公的イデオロギーが示す通り、両者は緊密な関係にあったといえるかも知れない。

しかし、民族解放が実現した後は、共産党が一元的に指導する国家と、多様な社会との乖離が明らかとなった。国家側は、自らが包摂しきれない実社会の活動には、「非」政府活動というよりも「反」政府的活動として猜疑の目を向けた。公民社会においては、「ボランティア」に相当する “tu nguyen”, “tu phat” 的な行為は、公的イデオロギーの許容範囲を超えるものであり、国家側の警戒を招いた。こうして、国家の利益と社会の利益の対立が拡大した。

ドイモイが目に見える成果を上げ始めた 1990 年前後から、国家は自らの機能が及ばない社会発展の部分を市民の社会活動が補うことを期待するようになった。政府は NGO 関連の規則や組織を制定し、国家が把握しきれなかった実社会のボランティア活動を監視すると同時に、それらを国家の発展戦略に取り込もうとした。それは、実社会の市民活動が国家に作用する一方で、国家が市民活動の実績を追認し、いわば「国家が管理する非政府活動」として包摂しようとする作用でもある。

もともと共産党支配の歴史が浅い南部の都市では、市場経済時代に育ち、イデオロギー的な拘束度の比較的少ない世代の市民が実社会の活動の牽引力となっている。南ベトナム時代からの連続性をもつ宗教団体の活動が復活し、社会主義化以前の伝統社会が復

活している部分もあるかも知れない。しかし、古田モデルにおける自己完結的な伝統社会とは別の世界で行動する近代的な市民が存在することも事実である。古田は「社会の活力が国家を凌駕する」という見方をとったが、本章では「実社会の活力が公民社会を凌駕する」現象があることを指摘しておきたい。

しかし、本章で取り上げた事例からも明らかなように、南北分断と北による南の武力統合という歴史的な背景が、国家と社会の親和性を低下させているといわねばならない。また、現在の国家はあくまで共産党が一元的に指導する社会主義国家であるため、体制変革を求める市民の政治活動は、国家によって強権的、超法規的に公民社会から排除されている。

ベトナムの場合、自律的なインフォーマル集団または個人の活動が、市民社会形成の指標となるかどうかはまだ言明できない。伝統的に民衆が臣従的で、人口の大部分が共産党一党支配しか知らない国では、都市中間層の発展が政治的民主化につながるという因果理論を安易に適用することもできないだろう。

国家の側は、政治イデオロギーに沿った公民社会の形成を志向している。国家が社会の取り込み成功するという事は、公民社会の実体化の度合いが高まることである。しかし、重要なのは強い国家が実現するかどうかよりも、国家が社会に対して何をするかだろう。

一方、市民の側は、実社会から国家への作用が公認され、制度化されることを求めている。これは、人々が公民社会と実社会という表裏を使い分ける必要がなくなり、市民として公的チャンネルを通じて国家に作用できるようになることである。ベトナムにとっての民主化とは、国家が公民社会の強化を断念し、公民社会と実社会の二元性が解消することといえよう。

#### [注]

- 1 M・ウェーバーの方法的個人主義によれば、「社会的行為」とは、他人の行為や行動に対して、意味があって向けられている行為のことである。T・パーソンズの社会学的機能主義では、二人以上の個人から成る人間関係のシステムが「社会システム」である。
- 2 以下、憲法については Hien phap Nuoc Cong hoa Xa hoi Chu nghia Viet Nam nam 1992 (Da duoc sua doi, bo sung nam 2001) [2006] 参照。
- 3 ベトナム民主共和国(旧北ベトナム)とベトナム社会主義共和国(現ベトナム)の建国史においては、



- 共産党（旧北ベトナムでは「労働党」）と国家機構とがほぼ一体化してきた。したがって、本章では党と国家は統一的な権力意思とみなす。
- 4 ベトナムの公民資格をもつのは、①父親がベトナム公民である者、②父親が特定されないか外国籍の場合は、母親がベトナム公民であること、③ベトナムの領土内で出生し、両親が特定できないか外国籍の者、と定められている (Tran Ngoc Duong [2004 : 40])。
  - 5 原語は “quyen dan su (民事的権利) ”。この場合は市民の自由な権利というよりも、公民として体制の制約内で保証された権利である (Nguyen Van Dong [2005 : 58])。なお、「個人主義 (chunghia ca nhan)」とは、主として個人の利益追求のために権力を濫用することを意味しており、汚職と結びつけて捉えられることもあり、一般的に否定的な概念として用いられる。
  - 6 ⑤の社会的権利の内容は、生きる権利、健康を維持し管理する権利、休養する権利、男女平等の権利、国家によって婚姻と家族を保護される権利、保険制度を適用される権利、住居の建設および貸借の権利、家庭と国家と社会によって子供の健康と教育を保障される権利、家庭と国家によって青年の教育を支援される権利、傷病兵・烈士の家族が国家の優遇政策を受ける権利などがある。
  - 7 ただし、近年では革命功労者である退役軍人なども、国家に対する異議申し立ての主体となっている。
  - 8 ベトナムにおける「NGO」の概念と、それに対する国家の管理については、中野 [2006] を参照。
  - 9 2006年8月フエにおけるカンリック信徒への筆者の聞き取り調査。
  - 10 2006年8月フエのフーバイ診療所における筆者の聞き取り調査。
  - 11 2006年9月ハノイのNGOにおける筆者の聞き取り調査。
  - 12 8406 集団は「ホーチミン市」ではなく「サイゴン」という呼称を用いているため、本章でもそのまま記述した。
  - 13 2006年8月フエにおける筆者の聞き取り調査。
  - 14 したがって、8406 集団や『言論の自由』についての一般国民の認知度は低く、むしろ在外ベトナム人や外国人の方がこれらの情報にアクセスし易いのが現状である。8406 集団にはオーストラリアやポーランドなどの政治家、知識人らが支持を表明したが、在外ベトナム人の中には、もっぱら外国に向けた運動にしかかかっていないという批判の声もある。
  - 15 2004年6月に国会常務委員会が採択した「信仰・宗教法令」は、服役中か、法規にもとづく監察下にある者が宗教儀礼を主宰したり、伝道や説教をしたり、宗教組織を管理することを禁じている (“Phap lenh tinh nguon, ton giao ...”)。グエン・ヴァン・リー神父は、信仰の自由を主張して何度も投獄され、釈放後も常に公安警察の監視下にあり、上記のような宗教活動や移動の自由はない。
  - 16 2007年初めの時点で、国内には『言論の自由』のほか、作家ホアン・ティエンが編集長を務める『自由民主 (Tu Do Dan Chu)』、グエン・タイン・ザン博士による『祖国 (To Quoc)』という非公認のメディアが存在する。『自由民主』編集部は公安警察によって強制的に解体させられたが、その後もインターネット上で発信を続けている。
  - 17 アメリカは、ベトナムを信仰の自由が制限されている国として要観察国 (CPC) のリストに入れていたが、ブッシュ大統領が APEC 首脳会議のために訪越する直前、ベトナムをこのリストから除外した。訪越したブッシュ大統領、ライス国務長官は人権問題には一切言及しなかった。しかし、実際にはその後も行政機関による教会の土地の強制収用が行なわれ、信者たちの抗議行動も続いている。

#### [参考文献]

##### <日本語文献>

- 中野亜里 [2004] 「ベトナム 二元的構造における政治変動・政治発展」(岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究 I』日本経済評論社
- \_\_\_\_\_ [2006] 「国家・公民社会と『実社会』の関係性—NGO 活動の事例から—」寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐる』アジア経済研究所

##### <ベトナム語文献>

- Bui Ngoc Son [2004] *Xay dung Nha nuoc Phap quyen trong Boi canh Van hoa Viet Nam* [ベトナムの文化的環境における法治国家建設], Nha xuat ban Tu phap [司法出版社],

- 
- Ha Noi.
- "Cuong linh Tam thoi Dang Thang Tien Viet Nam (DTTVN), Cong bo tu thanh lap tai Viet Nam ngay 8-9-2006 [ベトナム前進黨暫定綱領、ベトナムにおける自主的設立の声明、2006年9月8日]" (ベトナム前進黨からの電子メール、2006年9月8日)
- Dang Cong san Viet Nam [ベトナム共産党] [2006] *Van kien Dai hoi Dai bieu Toan quoc lan thu X* [第10回全国代表者大会文献], Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia [国家政治出版社], Ha Noi.
- Dang Nghiem Van [2005] *Ly luan ve ton giao va Tinh hình ton giao o Viet Nam* [宗教に関する理論とベトナムにおける宗教の実情], Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- Dieu le Dang Cong san Viet Nam (Dai hoi Dai bieu Toan quoc lan thu X thong qua ngay 25 thang 4 nam 2006)* [ベトナム共産党規約 (2006年4月25日第10回全国代表者大会採択)] [2006], Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- Hien pháp Nuoc Cong hoa Xa hoi Chu nghĩa Viet Nam nam 1992 (Da duoc sua doi, bo sung nam 2001)* [1992年ベトナム社会主義共和国憲法 (2001年修正・補足)] [2006], Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- "Khoi 8406 khang thu so 09 phan doi Chi thi 37/2006/CT-TTg "Ve viec tang cuong lanh dao& quan ly bao chi" 08-12-2006 ["マスメディアへの指導と管理の強化に関する"] 指示 37/2006/CT-TTg に反対する 8406 集団の抗議書第 9 号", *To Do Ngon Luan* [言論の自由], so 17, 15-12-2006.
- "Khoi 8406 tuyen bo 10 dieu kien co ban thiet yeu de cuoc Bau cu Quoc hoi 2007 da dang tu do thuc su khoi bi toan dan Viet Nam dong loat tay chay [8406 集団の宣言: 2007 年国会議員選挙を、全ベトナム人民によるボイコットを避け、多党制で真に自由なものにするために必要な基本的 10 条件]", *Tu Do Ngon Luan*, So 6, 01-07-2006.
- Le Thi Cong Nhan (Phong van [インタビュー]) [2007] "Nhan dinh ve Chi thi Bao chi 37 [マスメディアに関する 37 号指示についての見解]", *Tu Do Ngon Luan*, so 18, 1-1-2007.
- "Luât Bao chi nam 1989 (Da duoc sua doi, bo sung nam 1999) [1989 年マスメディア法]" [2006]
- Quy dinh ve Xu phat Vi pham Hanh chinh trong Hoat dong Van hoa-Thong tin va Van ban co Lien quan* [文化・情報活動における行政処分に関する規定と関連文書], Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- "Loi keu goi cua 4 Linh muc Cong giao tu Viet Nam cho Quyên Tu do Thong tin Ngon luan [情報・言論の自由のためのベトナム・カソリック 4 神父のアピール]", *Tu Do Ngon Luan*, So 1, 15-04-2006.
- "Ngay hoi non song toa sang niem tin, thong nhat y chi [山河に信頼と意志統一の光が広がる記念すべき日]" (Available from <http://dangcongsan.vn/index.html>; INTERNET).
- "Nghị định số 55/2001/ND-CP ngày 23-8-2001 của Chính phủ Về quản lý, cung cấp và sử dụng dịch vụ Internet [インターネット・サービスの管理、供給、使用に関する政府決定 55/2001/ND-CP、2001 年 8 月 23 日]", *Quy dinh ve Xu phat Vi pham Hanh chinh trong Hoat dong Van hoa-Thong tin va Van ban co Lien quan* [2006] Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- "Nghị định số 56/2006/ND-CP ngày 06-06-2006 của Chính phủ Về xử phạt vi phạm hành chính trong hoạt động văn hóa-thông tin [文化・情報活動における行政処分に関する政府決定 56/2006/ND-CP、2006 年 6 月 6 日]", *Quy dinh ve Xu phat Vi pham Hanh chinh trong Hoat dong Van hoa-Thong tin va Van ban co Lien quan* [2006] Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- Ngo Quynh Hoa [2004] *Hoi & dap ve cac chinh sach xa hoi* [社会政策に関する質問と答], Nha xuất bản Tre [若者出版社], Thanh Pho Ho Chi Minh.
- Nguyen An Quy [2007] "Chi thi 37 chang khac nao lenh khung bo bao chi [37 号

- 
- 指示はマスメディアへのテロに他ならない” , *Tu Do Ngon Luan*, So 19, 15-1-2007.
- Nguyen Dang Dung, Bui Ngoc Son [2004] *The che Chinh tri* [政治体制] , Nha xuất bản Ly luan Chinh tri [政治理論出版社], Ha Noi.
- Nguyen Van Dong [2004] *Cac quyen hien dinh ve xa hoi cua cong dan Viet Nam hien nay* [現代ベトナム公民の社会について憲法が定める諸権利] , Nha xuất bản Tu phap, Ha Noi.
- Nguyen Van Dong [2005] *Quyen Con nguoi Quyen Cong dan trong Hien phap Viet Nam* [ベトナム憲法における人間の権利と公民の権利] , Nha xuất bản Khoa hoc Xa hoi [社会科学出版社] , Ha Noi.
- Nguyen Van Vinh (Chu bien [編]) [2005] *Gop phan day lui nguy co, bao dam on dinh va phat trien dat nuoc* [危機の抑止、国土の安定と発展の保障に貢献する] , Nha xuất bản Ly luan Chinh tri, Ha Noi.
- “Phap lenh tinh nguon, ton giao va nghi dinh huong dan thi hanh [信仰・宗教法令とその実施の手引についての決定] ” , *Ly luan ve ton giao va Tinh hình ton giao o Viet Nam* , Ha Noi, Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, 2005, pp. 477-522.
- “Thong tu so 05/2004/TT-BBCVT nagy 16-12-2004 cua Bo Buu chinh, Vien thong [郵政・電気通信省の通達 05/2004/TT-BBCVT、2004年12月16日] ; Huong dan thuc hien mot so dieu ve xu ly vi pham hanh chinh va khieu nai, to cao quy dinh tai Chuong IV Nghi dinh so 55/2001/ND-CP cua Chinh phu ve quan ly, cung cap va su dung dich vu Internet [インターネット・サービスの管理、供給、使用に関する政府決定 55/2001/ND-CP 第4章規定の行政処分と陳情・告訴に関する諸条項実施の手引き] ” , [2006] *Quy dinh ve Xu phat Vi pham Hanh chinh trong Hoat dong Van hoa-Thong tin va Van ban co Lien quan*, Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- “Thu tuong Chinh phu, so 37/2006/CT-TTg ; Chi thi ve viec thuc hien ket luan cua Bo Chinh tri ve mot so bien phap tang cuong lanh dao va quan ly bao chi [首相指示 so 37/2006/CT-TTg ; マスメディアの指導と管理強化の諸措置に関する政治局の結論の実施について] ” , (Available from <http://www.vietnam.gov.vn>; INTERNET).
- “Tien trinh dan chu hoa Viet Nam gom 4 giai doan & 8 buoc do Khoi 8406 cong bo, Viet Nam, ngay 22 thang 8 nam 2006 [8406 集団の公表するベトナム民主化の4段階8歩程のプログラム、ベトナム、2006年8月22日] ” (8406 集団からの電子メール、2006年8月22日)
- Tran Ngoc Duong [2004] *Quyen con nguoi Quyen con dan trong Nha nuoc Phap quyen Xa hoi Chu nghia Viet Nam* [ベトナム的社会的主義的法治国家における人間の権利・公民の権利] , Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, Ha Noi.
- “Tuyen Ngon Tu Do Dan Chu Cho Viet Nam 2006 [2006年ベトナムのための自由民主宣言] ” , *Viet Nam Dan Chu* [民主ベトナム] , So 115, thang 4-2006.
- “Tuyen ngon Tu do Dan chu cho Viet Nam 2006 cua 118 Nha Dau tranh Dan chu quoc noi Viet Nam [ベトナム国内の民主闘争家118名による2006年ベトナムのための自由民主宣言] ” , *Tu Do Ngon Luan*, So 1, 15-04-2006.

ソーシャルワーカーへの聞き取り

番号	①年齢	②主な活動内容	③活動年数	④生活基盤
1		HIV 陽性者の生活支援	3 年	本職あり
2	30～40 代	売春婦、麻薬中毒者の生活支援	5 年以上	家族が支援
3	40 代以上	貧困層への医療支援	5 年以上	本職あり
4	40 歳以上	麻薬中毒者、HIV 陽性者支援	5 年以上	本職と家族の支援
5	30 代	同上	1 年以下	NGO の給与
6	20 代	同上	1 年以下	本職あり
7	30 代	同上	1 年以下	本職あり
8	30～40 代	ストリートチルドレン、孤児の支援		家族が支援
9	40 歳以上	HIV 陽性者・障害者の生活支援	3-5 年	NGO の給与と他の仕事の給与
10	30 代	同上	3-5 年	NGO の給与と他の仕事の給与
11	30 代	同上	3-5 年	本職あり
12	40 歳以上	同上	5 年以上	NGO の給与と他の仕事の給与
13	30 代	同上	1-3 年	NGO の給与と他の仕事の給与
14	30 代	障害者支援	5 年以上	本職あり
15	40 歳以上	生活困難児童の支援	5 年以上	NGO の給与と他の仕事の給与
16	20 代	同上	1-3 年	NGO の給与
17	30 代	同上	5 年以上	NGO の給与
17	30 代	同上	5 年以上	NGO の給与
19	30 代	同上	5 年以上	本職あり
20	20 代	同上	1-3 年	家族が支援
21	20 代	同上	5 年以上	NGO の給与
22	20 代	同上	3-5 年	NGO の給与
23	20 代	同上	1 年以下	家族が支援
24	30 代	同上	5 年以上	
25	20 代	同上	3-5 年	NGO の給与
26	40 代	同上	1 年以下	NGO の給与
27	50 代	女性・子供への支援		本職あり
28	50～60 代	障害者・貧困層への支援		
29	30 代	HIV/AIDS 患者支援	1-3 年	NGO の給与
30	30 代	貧困層児童の支援	1-3 年	NGO の給与
31	30 代	同上	1-3 年	NGO の給与

32	60代	貧困層児童の生活・教育支援	5年以上(17年)	NGOの給与
33	30代	貧困層児童の生活・教育支援	1-3年	NGOの給与
34	30代	同上	5年以上	NGOの給与
35	30代	同上	5年以上	NGOの給与
36	30代	同上	5年以上	NGOの給与
37	30代	同上	1-3年	NGOの給与
38	20代	同上	1-3年	NGOの給与
39	30代	障害児の医療	1-3年	本職あり

番号	⑤活動の動機	⑥前職	⑦活動上の利点
1	対象への同情		
2			
3	社会問題への関心	私営企業	仕事への満足感
4	母の勧め	私営企業	
5	社会問題への関心	その他	多くの人を助けられるので、自分にとって良い
6	社会問題への関心	その他	
7	社会問題への関心	その他	強制なしに細かい支援がし易い
8	支援対象への同情		
9	社会問題への関心	教育・訓練機関	自分の職能に合っている
10	社会問題への関心	他のNGO	自分の専門に合っている
11	専門分野を活かす		自分の興味と希望に合っている。メンバーが心を一つにして社会を支援している
12	社会問題への関心	その他	自分の能力と興味に合っている。スポンサーがいる
13	社会問題への関心	その他	
14	社会問題への関心	学生	共に考え、支援しあう人々と多く出会える
15	専門分野を活かす	国内 NGO → 国際 NGO	責任が重い。VNの青年の新たな役割を開拓している
16	社会問題への関心	学生	
17	社会問題への関心	その他	なし
17	社会問題への関心	その他	
19	社会問題への関心	国営企業と私営企業	社会学の専門教育を受けたので、実践経験を身につけ、研究を深めたい
20	社会問題への関心	学生	
21	社会問題への関心	その他	
22	社会問題への関心	学生	
23	社会問題への関心	教育・訓練機関	好きで専門に合った仕事ができる
24	社会問題への関心		

25	社会問題への関心	私営企業	
26	社会問題への関心	行政機関	
27	宗教的・道徳意識		
28	宗教的・道徳意識		
29	社会問題への関心、仕事のやり方	国内 NGO	自分のアイデアと可能性を発揮する機会が多い
30	社会問題への関心、仕事のやり方	国内 NGO	不運な人に幸せを与えるのが自分の幸せ
31	仕事のやり方	行政機関	自分のイニシアティブで働ける。収入も良い
32	仕事の内容	行政機関	市民としての社会的責務を果たしている充足感
33	社会問題への関心	その他	仕事場が家に近い
34	仕事時間、仕事のやり方	その他	時間が自分で決められる。社会の多くの人々と接することができる
35	社会問題への関心	学生	新しい仕事の環境で、自分のアイデアと語学力を高められる
36	社会問題への関心	その他	日本人(支援者・スタディツアー参加者など)と多く接し、自分の語学力が向上
37	仕事時間	その他	仕事時間が一定している。専門領域の能力を高められる
38		学生	自分にとって良い仕事である
39	専門分野を活かす	行政(医療)機関	

番号	⑧活動上の問題点	⑨家族の賛否	⑩活動継続の意志
1			
2			
3	多忙で睡眠不足。経費の不足	賛成	
4	法律が実施されていない。活動の認可がまだ下りない。活動の成果がなかなか出ない	賛成	継続したい
5		賛成	継続したい
6	活動の認可がまだ出ない。行政機関に話ができない		
7	各 NGO からの支援を得なければならない	賛成	継続したい
8			継続したい
9		賛成	継続したい
10		賛成	継続したい
11		賛成	継続したい
12	なし	賛成	継続したい
13		賛成	継続したい
14		最初だけ反対	継続したい
15	法人資格の申請、人材集めでプレッシャーが多い。スタッフの社会保障がない	自分で決定	継続したい
16	家族の応援がない。収入が低く生活が困難	反対	
17	家族・友人の応援がない。費用と時間がかかる	反対	転職希望

17		賛成	転職希望
19		賛成	転職希望
20		賛成	転職希望
21	収入が少ない。勤務時間が多い	反対	転職希望
22		反対	
23	新しいタイプの仕事なので思いがけない事が多い	賛成	転職希望
24		反対	
25	収入が少なく、生活に制限	反対	転職希望
26		賛成	継続したい
27			
28			
29	なし	賛成	数年は継続したい
30		賛成	転職希望
31		賛成	転職希望
32	警察からの監視、労働・傷病兵・社会省国際関係局からの干渉	賛成	継続したい
33	時々自分と家族のための時間がなくなる	賛成	継続したい
34	外国人(支援者・スタディツアー)と習慣が違うことがある	賛成	転職したい
35	なし	賛成	継続したい
36	なし	賛成	継続したい
37	なし	賛成	継続したい
38	なし	賛成	継続したい
39	本職の給与が少なく、生活が不自由		転職希望

番号	①国家機関の干渉	②国家への影響	③社会への影響	④他の NGO との交流
1				
2				
3	多い	多い		時々
4	まだない	多い	多い	恒常的
5	まだない	全くない	全くない	恒常的
6	まだない	一定の影響	一定の影響	時々
7	まだない	全くない	多い	恒常的
8				
9	時々ある	多い	多い	恒常的
10	時々ある	全くない	多い	恒常的
11	時々ある	全くない	多い	恒常的

12	時々ある	一定の影響	一定の影響	恒常的
13	時々ある	全くない	多い	時々
14			一定の影響	時々
15	時々ある	一定の影響	一定の影響	恒常的
16		全くない	多い	恒常的
17	時々ある	全くない	多い	時々
17		全くない	一定の影響	時々
19	常にある	一定の影響		
20	多い			時々
21		全くない	多い	時々
22		全くない	多い	恒常的
23	時々ある	一定の影響	一定の影響	時々
24	時々ある	一定の影響	一定の影響	時々
25		全くない	多い	
26		一定の影響	一定の影響	時々
27	多い			
28			多い	時々
29	時々ある	一定の影響	多い	恒常的
30	時々ある	全くない	一定の影響	時々
31	時々ある	全くない	一定の影響	時々
32	常にある	一定の影響	多い	恒常的
33	まだない	全くない	一定の影響	
34	時々ある	一定の影響	一定の影響	時々
35	時々ある	全くない	多い	時々
36	時々ある	全くない	多い	なし
37	時々ある	全くない	多い	なし
38	まだない	全くない	多い	なし
39	時々ある			